

令和5年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年6月30日

招集場所 野洲市役所議場

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 応招議員 | 1番 村田 弘行 | 2番 小菅 康子 |
| | 3番 田中 陽介 | 4番 山本 剛 |
| | 5番 木下 伸一 | 6番 津村 俊二 |
| | 7番 石川 恵美 | 8番 服部 嘉雄 |
| | 9番 奥山文市郎 | 10番 益川 教智 |
| | 11番 東郷 克己 | 12番 山崎 敦志 |
| | 13番 山崎 有子 | 14番 稲垣 誠亮 |
| | 15番 荒川 泰宏 | 16番 橋 俊明 |
| | 17番 岩井智恵子 | 18番 鈴木 市朗 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 市長 | 栢木 進 | 副市長 | 佐野 博之 |
| 教育長 | 西村 健 | 病院事業管理者 | 前川 聡 |
| 政策調整部長 | 布施 篤志 | 総務部長 | 川尻 康治 |
| 市民部長 | 長尾 健治 | 市民部政策監 (文化スポーツ担当) | 武内 了恵 |
| 健康福祉部長 | 吉田 和司 | 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 田中 源吾 |
| 市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監) | 駒井 文昭 | 都市建設部長 | 岡崎 慎一 |
| 環境経済部長 | 西村 拓巳 | 教育部長 | 馬野 明 |
| 政策調整部次長 | 小池 秀明 | 総務部次長 | 井狩 勝 |
| 総務課長 | 山本 定亮 | | |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 遠藤 総一郎 | 事務局次長 | 辻 昭典 |
| 書記 | 辻 義幸 | 書記 | 井上 直樹 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第46号から議第51号まで並びに議第53号、議第54号及び議第82号

(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他8件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 意見書第3号及び意見書第4号

(深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書(案))

他1件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第2 議員の派遣について

第3 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査について

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午後1時00分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、6月20日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたのでご了承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたのでご確認願います。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第17番、岩井智恵子議員、第

18番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第46号から議第51号まで並びに議第53号、議第54号及び議第82号、令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他8件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、稲垣誠亮議員。

○14番(稲垣誠亮君) 第14番、稲垣誠亮です。

去る6月16日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月21日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第48号野洲市税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第48号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号財産の取得について(コミュニティバス車両)について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「バスはどれぐらいの距離で新しく更新されるのか。」との質疑に対し、「6月7日現在、約74万4,000キロ走っている。10年から20年が耐用年数と考えている。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第82号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(荒川泰宏君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、岩井智恵子議員。

○17番（岩井智恵子君） 文教福祉常任委員会審査報告をいたします。第17番、岩井智恵子でございます。

去る6月16日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月21日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第49号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「子どもの通院医療費に対する助成制度を中学卒業まで拡充する提案は、子育て支援への経済的支援の面で大変喜ばしいが、今回も1レセプト500円の自己負担が継続される。現行小学校卒業までの1レセプト500円の総額はどれぐらいになるか。」との質疑に対し、「1レセプトに係る自己負担は年間約1,100万円になる。」との答弁がありました。

委員から「子育て支援という面で完全無料化は難しいのか。」との質疑に対し、「市の予算で継続的に運営していくため、ある一定、利用者には自己負担をいただくことで、継続した制度となり得ることを考えているため、制度変更の設計は今のところ考えていない。」との答弁がありました。

続いて、議第49号について、委員間討議を行いました。委員間討議では、「自己負担500円について、個人的には簡単に病院にかかるべきではないと思っているので、多少の負担はあったほうが良いと思うが、市内で500円の負担ですごく困っているという現実の声が実際あるのか。」「多子世帯のお母さんからは自己負担がないほうが助かると聞いている。反対に質問するが、気軽に医療にかかるのはどうかみたいな、よく言われるコンビニ受診だと思うが、無料化したために、そういう実態が本当にあるのか。」「受けたい人が受けるべき内容なら問題はないと思うが、本人にとってコンビニ受診なのか、本当に必要とされているのか定かではない。そのデータは分からない。」「市の施策全般にも言えると思うが、当然、財源は税を財源にして取り組む施策である。一部負担500円を負担していただいた上で、今回、中学生までの医療費のサービスに落ち着いたと思っている。負担とサービスのバランスをそこで取ったものと理解している。どんどんサービスすればいいが、あくまで税という負担のもとに提供しているので、どこらあたりでサービスを取るのか、しっかり考えるべきである。」との意見がありました。

慎重に審査した結果、議第49号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号野洲市教育研究所条例の一部を改正する条例について審査いたしましたが、質疑、委員会討議ともにありませんでした。

よって、議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号工事請負契約について（中主小学校新館棟大規模改修（建築主体）工事）について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第51号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号財産の取得について（保育業務支援システム関連機器）について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第53号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号負担付贈与の受入れについて審査いたしました。

委員からの「負担付贈与をされる理由は何か。」との質疑に対し、「当時、法人がきたの保育園をつくられるとき、民間の金融機関からお金を借りて土地を購入し、事業をされた。市では、当時から補助金という形で元利補給金をずっと出していたが、この3月で完済されたので、契約書に基づいて、今回、贈与を申し出られ、それについて、市として負担付贈与を受けるという意味の議案である。」との答弁がありました。

委員からの「市が補助していた額と、その返済額はイコールなのか。」との質疑に対し、「土地の部分については、元利ともに市が補助金で出していた。全額市が出しているので、完済の暁には市に寄贈するという契約を当時結んでいたということである。」との答弁がありました。

委員からの「固定資産税はどういう扱いになっているのか。」との質疑に対し、「固定資産税については、社会福祉法人が社会福祉事業に供する場合は非課税という規定になっている。」との答弁がありました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、東郷克己議員。

○11番(東郷克己君) 第11番、東郷克己です。

去る6月16日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月21日及び22日に各分科会を、また、28日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第46号令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号)、議第47号令和5年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、以上2議案について、6月28日の予算常任委員会で、各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第46号令和5年度野洲市一般会計補正予算(第3号)について、総務分科会会長報告では、第2款総務費、第9款消防費及び歳入については、特に質疑はなかったとの報告を受けました。

次に、文教福祉分科会会長報告では、第3款民生費で、委員からの「障がい者福祉対策事業費と介護施設等原油価格・物価高騰対策支援事業費に係る支援金の単価の算出根拠は。」との質疑に対し、「ガソリン代と電気代の高騰分でそれぞれ算出している。ガソリン代は原油価格の高騰分として、令和3年から令和5年までの上昇分に月30リッターの使用を想定し、車両1台当たり6,000円の単価としている。また、物価高騰に係る分では、施設に対する電気代の上昇率から算出し、入所施設では1人当たり9,000円、通所施設では4,000円としている。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「児童対策推進事業費で、市外の民間保育所及び幼稚園利用者への給食費の補助はどのように支払われるのか。」との質疑に対し、「昨年度と同様、市で民間保育所及び幼稚園の利用者は一定把握しているため、市から把握している利用者に通知し、個人で申請いただき、申請者に振り込む方法で行う。市で把握し切れていない方にはホームページ等での周知を予定している。」との答弁の報告を受けました。

次に、第10款教育費で、委員からの「教育振興事業費の野洲市小中学校いじめ問題専門委員会の規模・人数、委員会の想定回数は。」との質疑に対し、「いじめ防止等対策条例の規定で委員会の委員数は5名であるが、第三者性を担保するため、条例の規定により、

臨時委員の任命を考えており、人数が1名増える。また、委員会開催は9回を予定している。」との答弁の報告を受けました。

次に、環境経済建設分科会会長報告では、第7款商工費で、委員からの「商工会補助事業費の補助額について、歳出額3,000万円の増額に対し、地方創生臨時交付金の充当が約2,200万円とあるが、その差額はどのように充当するのか。」との質疑に対し、「不足分については一般財源で充当する。」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「補助金の申請はプッシュ型か、申請型か。」との質疑に対し、「野洲市内の中小企業1,433社に対し、ダイレクトメールで案内を送付し、事業者から申請いただく。そのうち4割の申請を見込んでいる。」との答弁の報告を受けました。

次に、議第47号令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）では、委員からの「郵便番号の変更について、住民への周知は市が行うのか、それとも郵便局が行うのか。」との質疑に対し、「郵便局から対象地域の方へ、周知用チラシの配布や郵便番号変更通知書はがきなどで周知される。また、市では8月に市広報及び自治会回覧で周知する予定である。」との答弁の報告を受けました。

なお、予算常任委員会に付託を受けた関係予算についての委員間討議はありませんでした。

最後に、採決について、議第46号及び議第47号の2議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

（午後1時17分 休憩）

（午後1時19分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩井議員から発言を求められておりますので、これを許します。

岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 採決の結果が抜けておりましたので、議第54号負担付贈与

の受入れについて審査をいたしました。その採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。申し訳ありませんでした。

○議長（荒川泰宏君） ただいま議題となっております議第46号から議第51号まで並びに議第53号、議第54号及び議第82号、令和5年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他8件について、討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第46号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議決されました議第46号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第3号）については、議第81号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第4号）を先に議決していることにより、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を要することとなりました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議第46号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について、会議規則第45条の規定に基づき、議決の結果生じた補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第46号については、補正前の額等、数字その他の整理を本職に一任いただくことに決しました。

次に、議第47号令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４８号野洲市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４９号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４９号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５０号野洲市教育研究所条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５０号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５１号工事請負契約について（中主小学校新館棟大規模改修（建築主体）工事）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５１号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第53号財産の取得について（保育業務支援システム関連機器）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第54号負担付贈与の受入れについて採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第54号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第82号財産の取得について（コミュニティバス車両）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第82号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後1時26分 休憩）

（午後1時28分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書第3号及び意見書第4号並びに議員の派遣について及び常任委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第3号及び意見書第4号並びに議員の派遣について及び常任委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第1、意見書第3号及び意見書第4号、深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書（案）他1件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第3号について、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、新誠会、益川教智です。

それでは、意見書第3号深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書（案）について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび令和4年に生まれた新生児の数が、人口動態調査が開始されて以降、初めて80万人を割り込みました。少子化はこれまでも我が国における重要課題でありましたが、ここに来て、その勢いを急激に増し、出生数100万人を割った2016年からの6年間で20万人も減少する状況となっており、もはやこれ以上解決を先延ばしすることのできない最重要課題となりました。

我が国の出生数は、第2次ベビーブームが終了した昭和49年以降、一貫して減少傾向にあり、それを受けて、政府は様々な少子化対策をこれまで取り組んできましたが、いまだ抜本的な解決には至っておりません。

現在、様々な地方自治体の子育て支援策を実施しておりますが、少子化は国力、また社会活力の低下に直結する問題であり、本来的には、国が主体的に取り組むべき課題であります。これまで国が行ってきた少子化対策は、子育て世代への支援が中心となってきましたが、現状、いまだその効果は出ているとは言えません。

一方、統計調査によりますと、結婚した夫婦は2人近い子どもを産んでおり、少子化対策として、結婚しやすい環境づくりの重要性がここで明らかとなっております。政府が今掲げております次元の異なる少子化対策、また、こども未来戦略を挙げておりますが、ここでは結婚から妊娠、出産、そして育児等、総合的な支援を掲げており、また、児童手当につきましては、所得制限を撤廃するなど、今までよりも大胆な拡充を図っておりますが、少子化対策としては、さらに進めていただく必要があると考えております。また、安心して子育てできる環境づくりのためには、経済、雇用環境の大幅な改善が不可欠であります。

以上の理由から、我が国の喫緊の最重要課題である少子化問題に対し、有効な次元の異なる少子化対策、また、こども未来戦略の実施を求め、意見書を提出するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、意見書第4号について、第8番、服部嘉雄議員。

○8番（服部嘉雄君） 第8番、服部嘉雄でございます。

深刻な少子高齢化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

今日、少子化対策は我が国の最重要課題となっており、早急な社会変革が必要と考えることから、6月12日に国が示した方針に加え、現在の教育体系全体の見直しと継続的な支援を行うべきとの観点から、意見書を提出するものでございます。

まず1点目として、例えば、現行の教育では、義務教育から高校、大学と何年も英語を習っているのに英会話ができない、英語を使いこなせない人がほとんどである現実、社会に出てから一度も使うことのない高等数学に多くの時間を費やしている現状、さらには、受験対策の暗記ばかりで、国家観や歴史認識が身につけていない歴史社会教育、このような現状を見直し、いたずらに高等教育に時間を費やすのではなく、もっと生き抜く力を身につける実学面での充実を図り、社会的自立に向けての基礎能力を早急に身につけることが大切であり、そのための教育課程の見直し等を求めるものです。

2点目には、同様の観点から、社会が必要とする各種資格等を得るため、受験資格の緩和を求めるものです。

3点目には、大学等の高等教育に係る教育費の負担軽減策の創設を求めるものです。

このような施策の推進により、早期に社会人として活躍する仕組みをつくることが、結果として少子化対策に寄与するものと考え、意見書を提出するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。表題を取り違えて間違っておりました。ごめんなさい、失礼いたしました。大胆な総合的少子化対策を求める意見書（案）でございます。これの趣旨説明でございました。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております意見書第3号及び意見書第4号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 3 5 分 休憩)

(午後 1 時 4 1 分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第 3 番、田中陽介議員。

○ 3 番（田中陽介君） 3 番、田中陽介です。

意見書第 4 号、大胆な総合的少子化対策を求める意見書（案）に対して質疑いたします。

少子化対策として妊娠、出産、子育ての負担軽減の政策、また、大胆な社会変革が必要という文章中のことについては分かりますけれども、その内容について、ちょっと分からなかったもので、伺いたいと思います。

3 点あります。1 つ目、1 というところにあります「基礎能力を育成するための教育課程の見直し」とは、何をどのように見直すということを求められているのかということをお伺いします。

2 点目、同じく 1 にあります「キャリア教育の充実」というのは、具体的にどのようなことなのかということをお伺いします。

3 点目、2 番にあります「早期の社会参画の実現」とはどういうことなのかをお伺いします。

以上、3 点です。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○ 8 番（服部嘉雄君） それでは、田中陽介議員からの質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1 点目の「基礎能力を育成するための教育課程の見直し」とはということですが、平成 23 年、2011 年 1 月 31 日に国の中央教育審議会、中教審でございますね、中教審より、今後の学校におけるキャリア教育のあり方についての答申が取りまとめられております。この中で、学校から社会・職業への移行が円滑に行われていないとして、非正規雇用率約 32%、早期離職、高卒、短大約 4 割、大卒約 3 割という実態、社会的・職業的自立に向けて様々な課題が見られるとして、1 つ、コミュニケーション能力等、職業人としての基本的能力の低下、1 つ、進路意識、目的意識が希薄な進学者の増加などが挙げられております。

先ほども言いましたが、目的意識を持っていれば、例えば英語を身につけて、外国との貿易の仕事に就きたいとか、数学を極めて数学者になりたいと、はっきりしていれば、学

習にも力が入り、学ぶ姿勢も違うと思いますが、ただ大学、大学院へというだけの受験勉強としての学習になっている現状がこのようなことを招いているものと考えます。だからこそ、いたずらに高等教育に時間を費やすのではなく、もっと生き抜く力を身につける実学面での充実を図り、社会的自立に向けての基礎能力を早急に身につけることが大切であり、そのための教育課程の見直し等を求めるものでございます。

2番目の、「キャリア教育の充実」とは具体的にどういうことかということにつきまして、お答えをしたいと思います。

これも文部科学省のホームページにも載ってございますが、キャリア教育とは、今、子どもたちは社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実践するための力が求められています。この視点に立って教育活動を展開することこそがキャリア教育の実践の姿ですと、このように説明されております。キャリア教育の充実とは、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実践するための力を身につけるための教育充実のことでございます。

3つ目の「早期の社会参画の実現」とはどういうことかという質問に対してお答えしたいと思います。

「早期の社会参画の実現」とは、例えば国家資格等における受験資格の緩和などにより、受験機会の前倒しとも関連して、様々な技能試験や資格等において、学歴制限や年齢制限等の緩和を図ることによって、早期に資格取得が可能になり、結果として早期の社会参画の実現が図られることを目指すものでございます。

例えて言えば、ドイツのマイスター制度のように、義務教育、中等教育から職人養成の師弟制度に入門して、一人前になったら親方として社会的にも認められ、収入面でも遜色のないものになる、社会構造的にそういった制度の普及と意識の醸成が必要ではないかとも考えます。

私どもの案は、先ほど益川議員の案が即効薬としたら、むしろ漢方薬、じわりじわり効いてくるような漢方薬の考え方かもしれませんが、国の6月12日に提示された方針に書かれていない部分について、意見書を提出するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

服部議員、ありがとうございます。先ほどご説明いただいたような内容は、省庁にこれ

を意見書として出すわけですが、元の文章にはこういう具体的な内容というのが書かれてないわけなんですけれども、基本的にこの内容でその省庁に持っていくと、今おっしゃったようなことを言いたいのだということが伝わるという認識でよろしいでしょうかというところを再確認させていただきたいと思います。

あともう一点、せっかくなので、ちょっとお伺いするんですが、そのキャリア教育の中で早期に社会参加ということをおっしゃっているんですが、例えばドイツとか北欧にしても、結構学び直しということも盛んに行われております。結構30代で大学に行っている人とか、すごい多いんですね。やっぱり今みたいに、何でも早く早くというのだけではなくて、逆にそれを何回もやり直しても、それが、国が支援をしっかりとできるような、そういう体制にすることによって、しっかりキャリアを築いていけるということも同時に必要かと思いますが、そういうことも中に含まれているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○8番（服部嘉雄君） 田中陽介議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今説明したようなことが本文のほうに載っておらないと、国のほうに伝わるのかどうかというご質問だったと思いますけれども、私どもは先ほど説明しましたようなことを一字一句載せてもいいとは思いますが、今の少子化対策に対する意見書でございますので、まずは少子化対策が今、6月12日に国が示した、言うたらある意味、即効的なお金をかなり使って、いろんな施策を充実していくと。従来型の、ある意味、そういう事業だけではないですよと、もっと教育改革も必要ですよということを1つ声を上げて、教育改革の重要性をまず訴えることが大切であろうというふうに考えております。

ですから、微に入り細に入り、きちっと説明して出せばいいのかもわかりませんが、今回の意見書はあくまでも少子化対策でございますので、少子化対策が単純に、いろんなお金のことだけやないです、教育も改革もお金が要りますけれども、教育の改革も、抜本的な改革も必要ですよという声を上げることによって、他の市町村も賛同していただいたら、それが大きなうねりとなって、国のほうでまた教育の改革について検討が始まればという思いで書かせていただいておりますというふうにご理解いただければというふうに思います。

それから、もう一つは、早期の社会参加といたら、学び直しで、30代からの学び直しもあるんじゃないかと、そういうこともどうなんだということで、含まれているのかというようなことやったと思いますけれども、もちろん意図的には当然含まれております。先ほど言いました文科省のホームページのほうに、いろんなキャリア教育のこととか、中

教審の内容等、全部書いております。その中にも多分書かれておると思います。私も全部読んだわけではございませんけれども、ただ、そういうことも重要であると、この土俵に上げていくことが、結果として人間、国民のライフスタイルそのものを抜本的に変えていって、今の少子化に対して何らかの対策がもっと打てる、違う姿で打てるんじゃないかなと、こういう思いでございます。

以上、お答えとさせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第3号及び意見書第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第3号及び意見書第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第3号及び意見書第4号について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

意見書第4号について、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智君） 第10番、新誠会、益川教智です。

意見書第4号、大胆な総合的少子化対策を求める意見書（案）、この原案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

我が国の少子化問題はもはや避けて通ることができないのは前述のとおりであります。政府においては速やかな実効性のある取り組みが求められるところ、このたび、こども未来戦略方針が閣議決定され、様々な施策が掲げられており、今後、方針の具体化に向けて検討を進めていくとされております。

ここで課題となってくるのが、政策を実行するに当たっての財源の問題であります。限られた財源の中で政策を実施するためには、少子化という課題に対するそれぞれの施策の必要性、有効性、また費用対効果などを検討し、その優先順位を定めることが必要となります。

そこで、本意見書（案）について検討しますと、1つ、社会的自立に向けての基礎能力を育成するための教育課程の見直しとキャリア教育の充実、1つ、国家資格等における受

験資格の緩和による受験機会の前倒しと早期の社会参画の実現、1つ、大学等の高等教育に係る教育費の大胆な負担軽減策の創設となっております。

これらの政策は、主に子どもたちのよりよいキャリア形成に係るものであり、広義の意味では少子化対策の範疇に含まれるとは考えますが、しかしながら、今まさに我が国が向き合っている少子化問題への対策としては、その効果は限定的であると言わざるを得ず、限られた財源の中ではその優先順位が劣後せざるを得ません。

よって、今回の意見書（案）において提言されている政策は、危機的状況にある我が国の少子化問題が解決される、もしくは解決への道筋が一定示された後に、子どもたちのキャリア形成として検討されるべき課題であると考えます。

しかしながら、本意見書（案）で掲げられている施策は、教育環境の充実、先ほども答弁の中でありましたが、教育環境の充実という観点から、子どもたちの人生における選択肢の拡充、また我が国の国力、また国際競争力の維持などに寄与するものであり、今後において、国において検討されるべき課題であると考えます。

また、教育という問題は、少子化の中の子育てと密接に関連しておりますので、今回の少子化問題に対しては、先ほども認めておられましたが、間接的、結果としてという対策ではありますが、今後を見据えた上で賛成するものであります。

○議長（荒川泰宏君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第3号、深刻な少子化に対し実効性のある総合的対策を求める意見書（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号、大胆な総合的少子化対策を求める意見書（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書について、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より、直ちに関係機関に提出いたします。

（追加日程第2）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、湖南地区市議会議長会正副議長先進都市行政視察研修に出席のため、本年8月3日、4日の両日、富山県朝日町及び富山市に山本剛議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、山本剛議員を派遣することに決しました。

（追加日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

今年度から、文化及びスポーツに関する事務が教育委員会から市長部局に移管されたことに伴い、総務常任委員会及び文教福祉常任委員会の各委員長から、タブレットに掲載の所管事件について、常任委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査及び調査に付したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことに決しました。

暫時休憩いたします。再開を2時20分といたします。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

栢木市長。

○市長(栢木 進君) 令和5年第4回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る6月8日から本日に至りますまで、23日間開催いただきました。令和5年度一般会計補正予算をはじめ、提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、全てお認めいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の議案質疑、一般質問を通じて、野洲駅南口整備をはじめ、防災、福祉、教育、農業、道路河川整備など、様々な分野における施策に対して、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、エネルギー価格の高騰や物価高騰への対策事業費や、消防団の機能強化のための備品購入費を含む補正予算をお認めいただきました。物価高騰等に対する子育て世帯への支援として、2学期期間中の給食費無償化を実施するとともに、物価や燃料高騰等の影響を受ける福祉施設や民間保育所、さらに市内商工業事業者に対する支援を実施いたします。

また、財産の取得においては、昨年度にゆきはたこども園と中主幼稚園の2園で先行導入をいたしました保育業務支援システムを全ての公立園に導入するため、タブレット端末を配備し、保護者の利便性の向上及び保育業務の効率化を図ってまいります。

そして、医療費助成を本年10月から中学生までに拡大するための議案もお認めいただきましたことから、さらなる子育て世帯への経済的支援及び子どもの保育の保持増進を図ってまいります。

結びに、議員の皆様には、これからますます暑さが厳しさを増していく中、健康には十分ご留意をいただき、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長(荒川泰宏君) 以上で、令和5年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。(午後2時23分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年6月30日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 岩井智恵子

署名議員 鈴木市朗